

## 災害救助法適用地域の特別お取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取扱をさせていただきます。

## 記

## 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月まで延長させていただきます。

## 2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払について

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱をさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（厚生労働省発表）とお手続きに関するお問い合わせ窓口

| 災害救助法<br>適用市町村                              | 法適用日             | 適用事由             | お問い合わせ窓口<br>受付時間：9:00～17:00<br>(土・日・祝日・12/30～1/3を除く)                   |
|---|------------------|------------------|--|
| 【埼玉県】<br>熊谷市<br>(くまがやし)                     | 平成 25 年 9 月 16 日 | 台風 18 号に<br>よる被害 | お客さまセンター<br>0 1 2 0 - 2 5 9 - 8 1 7<br>埼玉支社<br>0 4 8 - 6 4 1 - 0 7 6 1 |
| 【京都府】<br>福知山市<br>(ふくちやまし)<br>舞鶴市<br>(まいづるし) | 平成 25 年 9 月 16 日 | 台風 18 号に<br>よる被害 | お客さまセンター<br>0 1 2 0 - 2 5 9 - 8 1 7<br>京都支社<br>0 7 5 - 2 2 1 - 7 2 3 1 |

以 上